

日EU及び日英EPAに基づく「市民社会との共同対話」に DAG(Domestic Advisory Group (諮問機関) として 2020年から参画した報告 WWFジャパン 小西雅子

- EPA第16章

「貿易及び持続可能な開発」

- 環境・労働分野における貿易において守るべきルールを列挙、パリ協定やCITESに沿った対応を貿易時に求める
- 森林経営や木材製品などの貿易において、日EU間のみならず、第3国との貿易を含む

- 市民社会が継続的に関与し、意見を聞く場を設けている

- これらが遵守されれば実効力のある内容
- ただし、守らせる力は、「認識する」「奨励する」などの動詞であるため、強くはないが、良いフックにはなり得る
- 特に木材など第3国との取引が多い産品に、日EUの貿易協定の取り決めが関与する

日EU及び日英EPAに基づく「市民社会との共同対話」に DAG(Domestic Advisory Group (諮問機関) として 2020年から参画した報告 WWFジャパン 小西雅子

- EPA第16章

「貿易及び持続可能な開発」

- 市民社会が継続的に関与し、意見を聞く場を設けている

- 当初から市民社会をステークホルダーとして認め、関与できる道を開いている
- ただし、EU側は組織的に設立されているが、日本側は？
- 2020年始まった当初はEUDAGからかなり懸念が示された
- 外務省経済局管轄で、本来関連する省庁の関心が薄かったが、外務省経済局の努力により、次第に関連省庁の参加も確保し、日本側DAGからの質問に欧州委員会のみならず、日本の省庁からの回答も得られるように
- 小西からは、カーボンプライスの日欧不均衡やGXETSの課題、CBAMとの関係などを提起

今後について

- ・もう少し戦略的に関連省庁が活用する価値があるのではないか
- ・効果が曖昧であるため、市民社会側の関心も高まりにくく、参画希望者が少ない
- ・事務局を委託するなど組織化を図ることを検討しても良いのではないか？